

地方分権改革に向けた取組みについて
(案)

● 地方分権改革に関する国の動き

前回（第1期改革）の国の動き

平成5年 6月	衆参両院「地方分権の推進に関する決議」
平成6年 12月	地方分権の推進に関する大綱方針（閣議決定）
平成7年 5月	地方分権推進法成立・公布
7月	地方分権推進法施行、地方分権推進委員会発足
平成8年 3月	地方分権推進委員会中間報告
12月	地方分権推進委員会第1次勧告
平成9年 7月	地方分権推進委員会第2次勧告
9月	地方分権推進委員会第3次勧告
10月	地方分権推進委員会第4次勧告
平成10年 5月	地方分権推進計画閣議決定
11月	地方分権推進委員会第5次勧告
平成11年 3月	地方分権一括法案閣議決定
	第2次地方分権推進計画閣議決定
7月	地方分権一括法成立・公布
平成12年 4月	地方分権一括法施行

今回（第2期改革）の国の動き（予定）

平成18年 10月 12月	「地方分権改革推進法案」を国会に提出 「地方分権改革推進法」の成立
平成19年 4月	「地方分権改革推進委員会」を内閣府に設置 ⇒ 地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を作成、首相に勧告
平成20年	「地方分権改革推進計画」（業務や財源面での移譲のあり方等を示したもの）を作成
平成21年	〔「道州制ビジョン」を作成〕
平成22年	「地方分権改革一括法（仮称）」（地方分権改革推進計画の実現に必要な個別法の改正を一括して行うもの）の成立

第1期改革における成果

- ・ 機関委任事務が廃止され、国と地方、道府県と市町村は対等・協力の関係へ
- ・ 市町村優先の原則の明確化（道府県の役割を限定）
- ・ 国の関与の基本原則を確立（法定主義、必要最小限原則）

第2期改革へ向けて積み残された課題

- ・ 指定都市への大幅な権限の移譲が必要だが、わずかな権限移譲しかなされていない
- ・ 国・道府県の関与は最小限とすべきだが、依然として残存
- ・ 三位一体改革でも抜本的な地方税財源の拡充は先送り

「指定都市地方分権改革推進プロジェクト」の設置

目的

地方分権改革一括法（仮称）の制定に向けた国等の動向に合わせて、指定都市の権限、税財源等のあり方等について具体的な提言を行う

期間

地方分権改革一括法（仮称）に一定の結論が導かれるまでの期間（平成19年度を中心とした2ヵ年）

取組内容（想定）

- 国と地方、道府県と指定都市の事務配分の見直し〔権限移譲〕
これまでの指定都市市長会の主張（※）を踏まえ、あるべき大都市制度のあり方を念頭におきながら、現行制度下における指定都市へ移譲すべき個別事務及びその根拠法令を条文ごとに具体的に整理し、事務配分のあり方を精査
- 見直し後の事務配分に見合った財源の所要額等の検討
指定都市への事務配分に伴い必要となる財源の所要額等について検討
- 見直し後の事務配分に見合った税源配分の見直し〔税源移譲〕
指定都市への事務配分に伴い必要となる財源の所要額を担保するため、指定都市へ移譲すべき税目等を検討
- 国・道府県による関与・義務付けの廃止、縮小
これまでの指定都市市長会の主張を踏まえ、現行制度下における国や道府県による関与・義務付け事項を抽出し、これらの廃止・縮小についての具体的な方向性を整理
- 国庫補助負担金の見直し
- 地方交付税のあり方についての検討

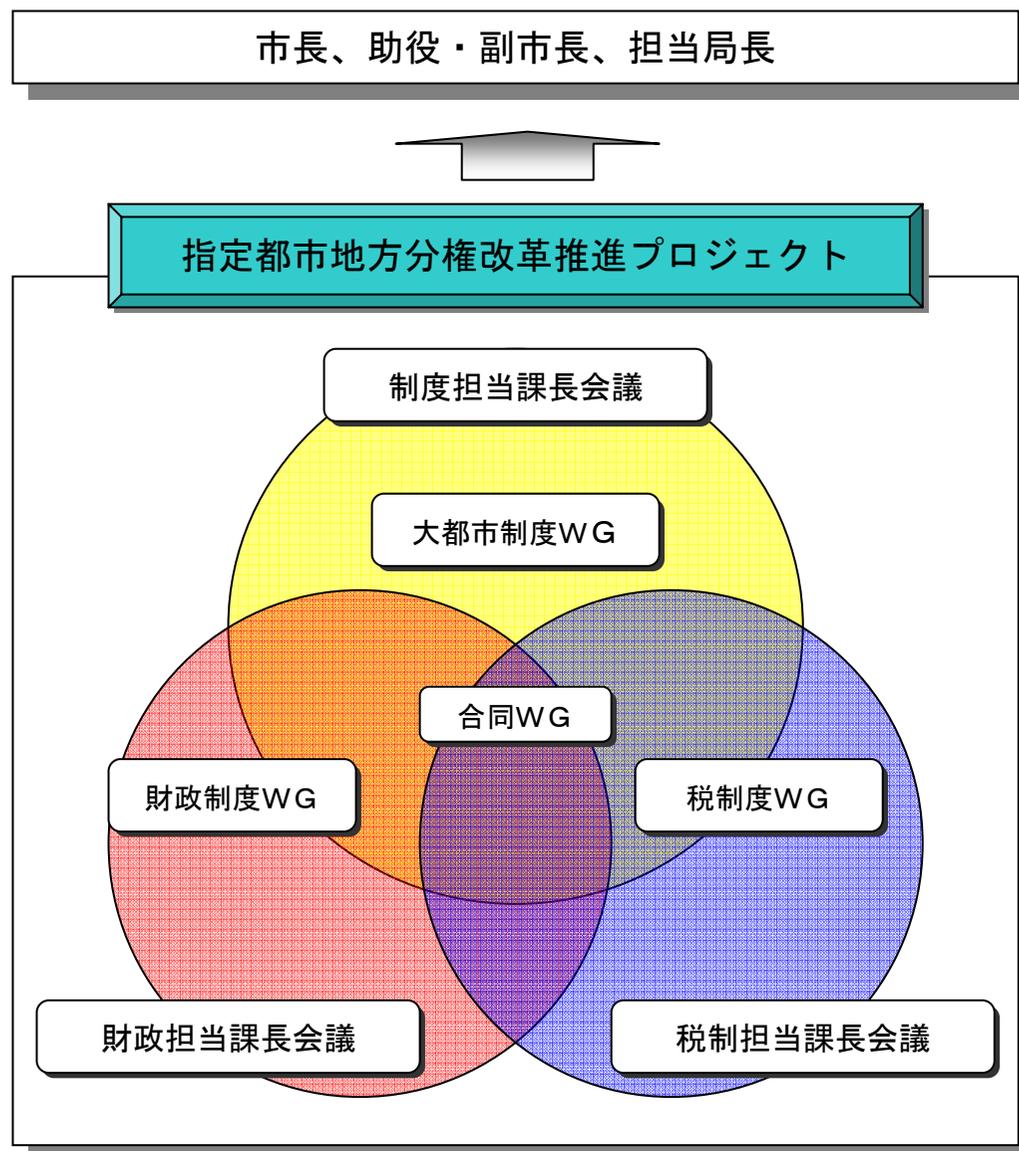
※ これまでの指定都市市長会の主張のポイント

指定都市のあるべき役割分担を踏まえた包括的な事務権限とそれに見合う自主財源が制度的に保障されなければならない。

道州制を見据えた新たな大都市制度の在り方についての提言（平成18年1月）

指定都市の事務配分に対応した大都市特例税制についての提言（平成17年11月）

プロジェクトの推進体制



○ ワーキング会議（WG）

- ・ 課長級職員で構成
- ・ 必要に応じて全市の意見を集約
- ・ 機動性や即応性に重点を置く
- ・ 必要に応じ合同WGで調整を行う

大都市制度に関する学識者 等による懇談会

（取組事項の例）

- ・ プロジェクトへの助言
- ・ 市長会議等における市長との意見交換
- ・ 世論形成のためのシンポジウム等の開催
- ・ 報道機関等への啓発活動